

介護職員特定処遇改善加算の取り組みについて

当社では処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施し、処遇改善加算を取得しております。

■介護職員特定処遇改善加算とは

従来の(福祉)処遇改善加算に加え、キャリア(経験・技能)のある(福祉)介護職員に対し更なる処遇改善を行うというものです。

職場で最低 1 人以上、キャリアのある介護福祉士等所定の有資格者の賃金を、原則月 8 万円以上又は、年収 440 万円以上にするというルールになっております。

※運営状況(上記金額を支払うだけの加算収入が無い場合)によって、上記該当者を設定しない場合もあります。

算定要件

- 現行の介護職員処遇改善加算 I～IIIのいずれかを算定していること
- 介護職員処遇改善加算の職場環境要件について、複数の取り組みを行っていること
- 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みを、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

■職場環境要件について

資質の向上

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)

労働環境・処遇の改善

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用
- エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等の導入
- 子育てや家族等の介護と仕事の両立を目指すための休業制度の充実、事業所内託児施設の整備
- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- タブレット端末やインカム等の ICT 活用による業務量の縮減
- 5S 活動(整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)の実施による環境環境の整備
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

職場内、職員の声を優先

ミーティング等で職場内のコミュニケーションを円滑化し情報を共有
個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境の整備、利用者支援の改善
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化

その他

障がい福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
障がいを有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
非正規職員から正規職員への転換